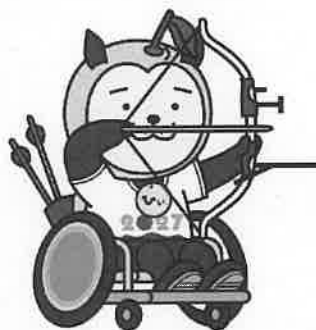


日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

第2回総会



アーチェリー



健幸増進グラウンド・ゴルフ

日 時 令和7年5月28日（水）午前10時00分

場 所 高原町中央公民館2階会議室

紡ぐ感動 神話となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会

2027

第26回全国障害者スポーツ大会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

第2回総会 次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

○第1号報告

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について

4 議 事

○第1号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
令和6年度事業報告及び収支決算

○第2号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
令和7年度事業計画及び収支予算（案）

○第3号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
役員の選任について（案）

○第4号議案 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会
専門委員会規程及び専門委員の選出について（案）

5 そ の 他

6 閉 会

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則第8条第3項に基づき、第1回総会以降の日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員の変更について、次のとおり報告します。

【委員・役員】

役 職	所属機関・団体	所属役職	新任者	前任者
副会長	高原町	副町長	—	横山 安博
委 員	高原町スポーツ推進員連絡協議会	会 長	瀬戸口 美智子	北迫 泉
委 員	高原町校長会	会 長	武田 透	西岡 雅弘
監 事	高原町監査委員	代表監査委員	—	中園 康與

【事務局】参考

役 職	新任者		前任者	
	所属役職	氏 名	所属役職	氏 名
事務局長	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ 大会推進室 対策監	岸元 誠樹	教育総務課 課長	田中 博幸
事務局次長	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ 大会推進室 室長	大丸 晋平	教育総務課 課長補 佐兼社会教育係長	寺師 淳一郎
事務局員	国民スポーツ大会・ 全国障害者スポーツ 推進室 主査	留山 貴裕	教育総務課 社会教 育係 主査	留山 貴裕
	—	—	教育総務課 社会教 育係 主任主事	東 康太

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

令和6年度事業報告

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会の令和6年度事業計画に基づき、次の事業を実施し、円滑な準備業務に努めた。

1 諸会議の開催

(1) 実行委員会設立総会・第1回総会

- ・期 日 令和6年12月17日(火)
- ・場 所 高原町中央公民館2階会議室
- ・出席者数 15名
- ・審議事項 【設立総会】
 - ① 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会設立趣旨
 - ② 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則
 - ③ 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会委員・役員【第1回総会】
 - ① 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町開催基本方針
 - ② 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会令和6年度事業計画及び収支予算
 - ③ 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会総会から専門委員会への委任事項

2 競技会の開催に向けた基本計画の作成

- ・競技会場等実施設計業務委託に係る事務局協議

3 先催県の運営状況等の調査及び研究

(1) 「SAGA2024 国スポ・障スポ」鹿島市開催競技に関する事業概要説明会

- ・期 日 令和6年12月19日(木)～令和6年12月20日(金)
- ・場 所 鹿島市役所5階大会議室
- ・出席者数 3名
- ・内 容 鹿島市からのアーチェリー競技全般、式典に係る事業概要説明他

4 競技会等の開催に必要な施設整備

- ・備品等保管倉庫設置(令和6年度高原町総合運動公園内備品等保管施設整備事業)
延床面積: 26.32㎡ 工事金額: 金2,662,000円

5 関係機関及び競技団体との連絡調整

- ・日本のひなた宮崎国スポ・障スポ実行委員会（宮崎県国スポ・障スポ局）、宮崎県アーチェリー協会、各関係機関との連絡調整や各種調査への回答

6 広報・啓発活動

(1) 気運醸成のPR活動

① 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会大会ノベルティ作成

- ・ウェットティッシュ 300個

② 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催決定懸垂幕作成

- ・懸垂幕 1枚（役場庁舎に設置）

③ JAPAN GAMES旗購入

- ・国スポ旗 1枚

(2) ホームページ・広報誌・SNS等での情報発信

- ・高原町ホームページ掲載



日本のひなた宮崎国スポ・障ス
が開催決定「懸垂幕」作成



日本のひなた宮崎国スポ・障ス
が高原町実行委員会大会ノベ
ルティ作成



JAPAN GAMES旗購入(国スポ
旗)

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

令和6年度収支決算

【収入】 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金	500,000	500,000	町補助金
雑 収 入	1,000	2	預金利息
合 計	501,000	500,002	

【支出】 (単位：円)

科目	予 算 額	決 算 額	備 考
会 議 費	10,000	0	
旅 費	0	420	費用弁償
消 耗 品 費	250,000	159,720	大会ノベルティ作成費用等
印刷製本費	10,000	0	
通信運搬費	10,000	0	
手 数 料	1,000	330	振込手数料
使 用 料	10,000		
報 償 費	100,000	12,000	総会謝金
交 際 費	10,000		
事 業 費	100,000		
合 計	501,000	172,470	

収入 500,002 円 ー 支出 172,470 円 = 327,532 円 (次年度繰越金)

監 査 報 告

令和6年度日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会収
支決算書、諸帳簿、その他証拠書類について詳細に監査したところ、
正確に記帳され、その内容は適正であることを認めます。

令和 7 年 5 月 14 日

監事 中嶋 雄二 

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

令和7年度事業計画（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会の令和7年度事業計画を次のとおりとし、円滑な準備に努める。

1 諸会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 専門委員会の開催（総務企画、式典競技、宿泊衛生、輸送交通）

2 競技会の開催に向けた基本計画の作成

- (1) 競技会場等実施設計業務委託

3 先催県の運営状況等の調査及び研究

- (1) 「わた SIGA 輝く国スポ・障スポ」の視察調査
- (2) 「わた SIGA 輝く国スポ・障スポ」の事業報告会への出席
- (3) 「青の煌めき あおもり国スポ・障スポ」リハーサル大会の視察調査
- (4) 先催市・町の情報収集

4 競技会等の開催に必要な施設整備

- (1) 競技会場、練習会場の施設整備
- (2) 競技用具の整備の調整

5 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県及び国スポ関係部署との連絡調整
- (2) 競技団体及び各種団体との連絡調整

6 広報・啓発活動

- (1) 気運醸成のPR活動
- (2) 町内のイベント等での啓発活動
- (3) ホームページ・広報誌・SNS等での情報発信

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

令和7年度収支予算（案）

【収入】

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
補 助 金	1,000,000	町補助金
繰 越 金	327,532	令和6年度繰越金
雑 収 入	1,000	預金利息等
合 計	1,328,532	

【支出】

（単位：円）

科 目	予 算 額	備 考
会 議 費	10,000	総会費用等
旅 費	920,000	先催県調査費
消 耗 品 費	200,000	大会ノベルティ作成費用等
印刷製本費	10,000	会議資料代等
通信運搬費	10,000	郵便料等
手 数 料	1,000	振込手数料等
使 用 料	10,000	施設使用料等
報 償 費	32,000	委員及び役員出会費用等
交 際 費	10,000	県実行委員会会議負担金等
事 業 費	100,000	主催事業経費等
予 備 費	25,532	
合 計	1,328,532	

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会

役員の選任について（案）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則第6条第2項の規定により役員の選出について承認を求める。

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会 監事 1名

「委員」

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 専門委員会の名称並びに日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門部会	1 事業計画及び企画運営に関する こと 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 町民活動に関すること 5 歓迎及びおもてなしに関する こと 6 観光に関すること 7 他の専門部会に属さない事項に 関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
競技式典専門部会	1 競技に関すること 2 式典に関すること 3 施設に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
宿泊衛生専門部会	1 宿泊に関すること 2 医事救護及び衛生（宿泊・環 境・食品）に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること
輸送交通専門部会	1 輸送及び交通に関すること 2 警備及び消防防災に関すること	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会専門委員選出について（案）

【総務企画専門委員会】

（順不同）

	区 分	所属機関・団体	所属役職・氏名	備 考
1	地域	高原町自治公民会連絡協議会		
2	地域	高原町地域婦人連絡協議会		
3	産業	高原町商工会		
4	観光	高原町観光協会		
5	教育	高原町校長会		
6	産業	宮崎県農業協同組合小林地区本部高原支部		
7	福祉	高原町社会福祉協議会		
8	町	高原町総合政策課		
9	町	高原町産業創生課		

【競技式典専門委員会】

（順不同）

	区 分	所属機関・団体	所属役職・氏名	備 考
1	スポーツ	高原町スポーツ協会		
2	スポーツ	宮崎県アーチェリー協会		
3	スポーツ	高原町グラウンド・ゴルフ協会		
4	スポーツ	高原町スポーツ推進委員連絡協議会		
5	町	高原町総合政策課		

【宿泊衛生専門委員会】

（順不同）

	区 分	所属機関・団体	所属役職・氏名	備 考
1	産業	高原町商工会		
2	観光	高原町観光協会		
3	町	高原町産業創生課		
4	町	高原町町民課		
5	町	高原町健康課		

【輸送交通専門委員会】

（順不同）

	区 分	所属機関・団体	所属役職・氏名	備 考
1	官公庁	小林警察署高原駐在所		
2	官公庁	西諸広域行政事務組合高原分遣所		
3	町	高原町総務課		
4	町	高原町建設水道課		

※各専門委員会の調査・審議事項等

【総務企画専門委員会】

- 1 事業計画及び企画運営に関する事項（大会運営、大会に関わる資料作成等）
- 2 財務に関する事項（リハーサル大会、本大会開催経費等の積算、協賛、保険）
- 3 広報に関する事項（啓発活動、記念行事、炬火イベント）
- 4 町民活動に関する事項（花いっぱい運動、クリーンアップ運動、応援のぼり旗、イメージソング・ダンス普及、ボランティア）
- 5 観光、歓迎及びおもてなしに関する事項（総合案内所、観光案内所、休憩所、売店、ふるまい提供、歓迎装飾）
- 6 他の専門部会に属さない事項に関する事項

【競技式典専門委員会】

- 1 競技に関する事項（競技運営、競技役員、競技補助員、競技用具、記録業務、デモンストレーションスポーツ）
- 2 式典に関すること（開閉会式、表彰式）
- 3 施設に関すること（施設整備、会場設営、会場装飾）

【宿泊衛生専門委員会】

- 1 宿泊に関する事項（配宿、弁当）
- 2 医事救護及び衛生に関する事項（救護本部、救護所、食品衛生、環境衛生）

【輸送交通専門委員会】

- 1 輸送及び交通に関する事項（輸送計画、駐車場、交通整理）
- 2 警備及び消防防災に関する事項（消防警備本部）

日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ高原町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会（日本のひなた宮崎国スポ）及び第26回全国障害者スポーツ大会（日本のひなた宮崎障スポ）において、高原町で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備の経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体及びその他の関係機関、関係団体を代表する者
- (2) 高原町議会を代表する者
- (3) その他会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、高原町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があった場合は、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与（以下、「顧問等」という。）を置くことができる。

2 顧問等は、会長が委嘱する。

3 顧問等は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行うことができる。

4 前条の規定は、顧問等の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理者に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問等に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、必要と認める場合に設置するものとし、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、総会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第8条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを総会において報告するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高原町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和6年12月17日から施行する。